

医療費助成 受給者証の更新



子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦を対象とする医療費助成事業は、毎年8月1日を受給者証の更新日としています。受給資格審査の結果、更新される人には令和8年8月1日から使用できる受給者証、却下となる人には通知文書を送付します。

8月になっても、受給者証または通知文書が届かない場合は、市民課④番窓口まで問い合わせください。

また、各事業の対象に該当する場合は、申請により助成を受けることが可能です。詳しくは市HPをご確認ください。

保険税・保険料は 納期内の納付を



国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、市役所窓口のほか、金融機関やコンビニで納付できます。国民健康保険税は納付書に付されたeL-QRを使った電子納付(キャッシュレス決済)も可能です。

納付には、自動で料金が引き落とされる、口座振替が便利です。金融機関や市役所窓口、上記のQRコードから手続きが可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

国民健康保険の加入・脱退 手続きを忘れずに

マイナ保険証の利用登録をしている場合であっても、退職等に伴う国民健康保険への加入、社会保険への加入等に伴う国民健康保険からの脱退には、これまでどおり手続きが必要です。

●子ども・子育て支援金の賦課・徴収を開始

「子ども・子育て支援金制度」は、あらゆる世代・企業が支援金を拠出して、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

令和8年度から、各医療保険の保険税・保険料と併せて「子ども・子育て支援金分」の賦課・徴収が開始されることになりました。これに伴い、国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者も、これまでの保険税・保険料に同支援金分を加えて負担いただくことになります。

追加される負担額は、下表の限度額を上限に各区分を合算した額となります。なお、本制度による税率等は、令和10年度にかけて段階的に引き上げられる予定です。

また、税率等については各自治体で決定しており、市町村によって異なります。制度の詳細は、こども家庭庁HPをご確認ください。



▲こども家庭庁HP

■国民健康保険税「子ども・子育て支援金分」の税率等(久慈市の場合)

区分	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
税率等	0.30%	1,100円	100円	700円
限度額	30,000円			

※18歳未満の被保険者は均等割が免除されます。

※保険税の総額は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」と合算した金額となります。

■後期高齢者医療保険料「子ども・子育て支援金分」の料率等(岩手県の場合)

区分	所得割	均等割
税率等	0.26%	1,366円
限度額	21,000円	

※保険料の総額は「医療分」と合算した金額となります。

●用語の説明

所得割：前年中の所得に応じて計算されるもの

均等割：収入や所得に関係なく、被保険者全員が等しく負担するもの

平等割：収入や所得に関係なく、世帯ごとに等しく負担するもの

●高額療養費制度の利用方法

高額療養費制度では、事前に「限度額適用認定証」を申請して支払いの際に提示することで、外来・入院を問わず、医療機関窓口での自己負担限度額を超える支払いが免除され、立て替え払いが不要となります。

マイナ保険証を利用する場合は、事前の申請手続きが不要で自動的に支払いが免除されます。資格確認書を利用して受診する場合は、事前に「限度額適用認定証」を申請の上、ご利用ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者の皆さまへ

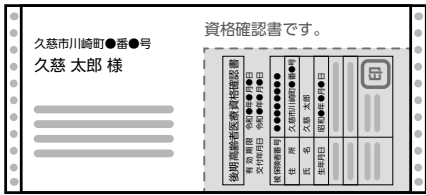
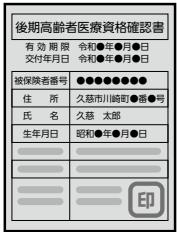
「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」が、7月末で有効期限を迎えることから一斉更新を行います。後期高齢者医療制度の加入者は、これまで全員に「資格確認書」をお送りしていましたが、8月からは年齢やマイナ保険証の有無により、いずれか一方が交付されます。

図市民課 ☎ 52-2118



●後期高齢者医療制度の変更点

※年齢の基準は令和8年8月1日時点

対象者	取り扱い、これまでと変わりません	
	・85歳以上の人	・84歳以下で、マイナ保険証の利用登録をしていない人
郵送されるもの		
	資格確認書	資格情報のお知らせ
利用方法		
	医療機関に資格確認書を提示	医療機関にマイナ保険証を提示
※利用登録をした人は、マイナ保険証も利用可能です		
※マイナ保険証が利用できない医療機関では、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示してください		

●資格確認書の交付・マイナ保険証の利用登録解除は市民課まで

マイナ保険証の保有者でも、施設入所中の場合や介護・障害等の理由で介助者が資格確認書を利用して補助する必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難な要配慮者は、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。また、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除し、資格確認書の交付を受けることも可能です。いずれの申請も、市民課の④番窓口で受け付けています。手続きの詳細は市民課に問い合わせください。

後期高齢者医療保険料の改定

「後期高齢者医療保険料」は2年ごとに見直しが行われ、改定された「医療分」の料率等は右表のとおりです。

なお、保険料の総額は「医療分」と「子ども・子育て支援金分」を合算した額となります。賦課される保険料は、均等割額の軽減や所得に応じた所得割を基に決定されますので、7月中旬に送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

区分	改定額 (令和8・9年度)	改定前 (令和6・7年度)
所得割	8.50%	8.53%
均等割	48,800円	43,800円
限度額	850,000円	800,000円